電気の小売供給に係る供給条件説明書

（ENEOS でんきは対象外です）

- 本書は、お客さまにENEOS Power株式会社（以後「当社」といいます。）が電気を供給する際の条件に関する大切な事項を記載し、お客さまにご確認いただくものです。
- 電気需給契約のお申込みにあたっては、「電気需給約款【でんきサービス】」（以後「需給約款」といいます。）または関連する契約約款に記載の事項をご承認いただき、所定の方法によりお申込みいただきますようお願いいたします。

1 小売電気事業者の名称等

小売電気事業者	ENEOS Power株式会社
登録番号	A0050
お問合せ先	でんきサポートセンター TEL 0570-03-8704（ナビダイヤル） （IP電話などからは03-6627-4439）受付時間　9:00～17:00 （日・祝・年末年始を除きます。）

- お客さまと小売電気事業者（ENEOS Power株式会社）との需給契約の締結について、当社以外の事業者が媒介等をする場合、当該事業者（以後「取扱店」といいます。）の氏名等について、次によりお客さまにお知らせいたします。また、需給契約を締結した場合は、遅滞なく、書面にて取扱店の氏名等をお客さまにお知らせいたします。

Webサイトからお申込みの場合	お申込み確認画面をご参照ください。
上記以外のお申込みの場合	別表または別途お知らせする内容をご参照ください。

- なお、電気の供給は、当社（ENEOS Power株式会社）が行います。

2 需給契約のお申込み方法

- 需給契約のお申込みは、当社が指定するウェブサイトを通じて、または申込書に必要事項を記入の上、当社または取扱店までご提出ください。

3 供給開始予定日

- 当社が別途通知する日（ただし、お引越しなど一部お知らせしない場合があります。）といたします。

4 契約プランおよび料金単価

- 契約プランは、次のとおりといたします。

エリア	区分	契約プラン
北海道電力	電灯	ベースプラン－従量電灯Ａ（北海道）、ベースプラン－電灯（北海道）、 ベースプラン－ＥＶ夜とく（北海道）、ベースプラン－オール電化（北海道）、 ベースプラン－自家消費応援（北海道）
	動力	ベースプラン－動力（北海道）
東北電力	電灯	my標準プラン－従量電灯Ａ（東北）、my標準プラン（東北）、 ベースプラン－従量電灯Ａ（東北）、ベースプラン－電灯（東北）、 ベースプラン－ＥＶ夜とく（東北）、ベースプラン－オール電化（東北）、 ベースプラン－自家消費応援（東北）
	動力	my動力プラン（東北）、ベースプラン－動力（東北）
東京電力	電灯	my標準プラン－従量電灯Ａ（東京）、my標準プラン（東京）、 ベースプラン－従量電灯Ａ（東京）、ベースプラン－電灯（東京）、 ベースプラン－ＥＶ夜とく（東京）、ベースプラン－オール電化（東京）、 ベースプラン－自家消費応援（東京）、 myたっぷりプラン（東京）、myまとめてプラン（東京）
	動力	my動力プラン（東京）、ベースプラン－動力（東京）
中部電力	電灯	my標準プラン－従量電灯Ａ（中部）、my標準プラン（中部）、 ベースプラン－従量電灯Ａ（中部）、ベースプラン－電灯（中部）、 ベースプラン－ＥＶ夜とく（中部）
	動力	my動力プラン（中部）、ベースプラン－動力（中部）
北陸電力	電灯	ベースプラン－従量電灯Ａ（北陸）、ベースプラン－電灯（北陸）、 ベースプラン－ＥＶ夜とく（北陸）
	動力	ベースプラン－動力（北陸）
関西電力	電灯	my標準プラン－従量電灯Ａ（関西）、my標準プラン－従量電灯Ｂ（関西）、 ベースプラン－従量電灯Ａ（関西）、ベースプラン－従量電灯Ｂ（関西）、 ベースプラン－ＥＶ夜とくＡ（関西）、ベースプラン－ＥＶ夜とくＢ（関西）
	動力	my動力プラン（関西）、ベースプラン－動力（関西）
中国電力	電灯	ベースプラン－従量電灯Ａ（中国）、ベースプラン－従量電灯Ｂ（中国）、 ベースプラン－ＥＶ夜とくＡ（中国）、ベースプラン－ＥＶ夜とくＢ（中国）
	動力	ベースプラン－動力（中国）
四国電力	電灯	ベースプラン－従量電灯Ａ（四国）、ベースプラン－従量電灯Ｂ（四国）、 ベースプラン－ＥＶ夜とくＡ（四国）、ベースプラン－ＥＶ夜とくＢ（四国）
	動力	ベースプラン－動力（四国）
九州電力	電灯	my標準プラン－従量電灯Ａ（九州）、my標準プラン（九州）、 ベースプラン－従量電灯Ａ（九州）、ベースプラン－電灯（九州）、 ベースプラン－ＥＶ夜とく（九州）
	動力	my動力プラン（九州）、ベースプラン－動力（九州）

- 料金単価は、別表のとおりといたします。なお、詳細は、需給約款、「たっぷりプラン選択約款」【myでんき版】または「まとめてプラン選択約款」【myでんき版】をご確認ください。

5 一般送配電事業者に対するお客さまの責任

【お客さまのご負担】

- 需給開始（供給開始）にともなう工事費または契約変更もしくは設備変更等、お客さま都合による工事費等について、当社が、一般送配電事業者から請求を受けたときは、当該費用をお客さまに負担していただくことがあります。なお、本書に記載のない事項に関しては、需給約款に定めるところによります。

【お客さまのご協力】

- お客さまには、一般送配電事業者の託送供給等約款その他関連する供給条件にもとづき、電気の供給にともなう設備の施設場所の無償でのご提供、電気工作物等に支障がある場合等のご連絡、お客さまの需要場所への立ち入り等に関し、ご協力をいただきます。

6 契約電流、契約容量または契約電力および当該算定方法

- 契約電流、契約容量または契約電力およびその算定方法については、別表に定めるとおりといたします。なお、詳細は、需給約款をご確認ください。

7 供給電圧および標準周波数

供給電圧	標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。
標準周波数	■ 北海道エリア、東北電力エリアまたは東京電力エリアの場合は、原則として標準周波数50ヘルツといたします。 ■ 中部電力エリア、北陸電力エリア、関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリアまたは九州電力エリアの場合は、原則として標準周波数60ヘルツといたします。

8 料金の算定期間等

- 原則として、料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間又は検針期間（以後、「計量期間等」といいます。）といたします。なお、需給契約の解約等の場合には、需給約款に定めるところにより、日割計算を行います。

9 使用電力量等の計量

- 使用電力量等の計量は、一般送配電事業者の所有で、一般送配電事業者が設置する計量器により行います。
- ただし、計量器の故障等により計量値が正しく得られなかった場合には、お客さまと当社またはお客さまと当社および一般送配電事業者との協議により、計量値を決定するものといたします。

10 契約期間

- 契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日の属する年の翌年の12月31日までといたします。ただし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも需給契約の終了の意思表示がない場合、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。

11 その他特記事項

- お客さまのご希望により次の書面を発行するときは、その発行手数料として、発行する書面1通につき、次の金額（すべて税込となります。）をお支払いいただきます。

ご利用明細書	**220円/通（税込）**
領収書	**275円/通（税込）**
支払証明書	**880円/通（税込）**

- 訪問販売、電話勧誘販売について、特定商取引に関する法律および同施行令等にもとづき、需給契約は、クーリング・オフの対象となります。
- 当社は、お客さまの氏名、名称、電話番号、住所、契約種別、電気料金のお支払状況または電気のご利用状況等の情報の取扱いに関する指針（以後「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、当社のホームページ等において掲示いたします。また、当社は、お客さまの個人情報について、電気事業その他関連する業務の健全な運営またはお客さまの利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用させていただきます。また、当社は、お客さまの個人情報を当社が指定する共同利用者と共同で利用し、または当社が指定する第三者へ提供する場合があります。
- 取扱店がセット販売を行っている場合、電気の供給は当社が行い、取扱店のサービスは、取扱店自らが行います。なお、セット割引、キャッシュバック等のサービスを取扱店が提供する場合がありますが、これらのサービスは当社ではなく取扱店の責任で行いますので、その内容または手続等については、取扱店にお問合せのうえご確認ください。なお、当社は、取扱店のサービスの提供を受けているお客さまが、当該サービスの提供を受けることをやめたことを理由として、電気料金の改定その他の不利益な取扱いをすることはありません。
- 取扱店を通じて電気料金をお支払いいただくお客さまについては、当社は、電気料金債権等を第三者に譲渡する場合があります。なお、当該債権の譲渡について、お客さまは需給契約の申込みをもって、あらかじめ同意したものとし、当社は、個別の通知または譲渡承諾の請求を省略することがあります。また、当社が債権譲渡する者に対し、氏名、住所、金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号その他電気料金を請求するにあたり必要な情報を提供することにつき、需給契約の申込みをもってあらかじめ同意されたものといたします。
- お客さまの電気のご使用状況によっては、電気の契約切替により電気料金がお得にならない場合があります。
- お客さまが故意または過失によって、電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物等を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合、当社は、その賠償に要する金額をお客さまから申し受けます。
- 不可抗力その他需給約款に定める場合に、当社はその責任を免除されることがあります。また、当社がお客様に対し損害の賠償の責めを負う場合においても、賠償の対象は、お客様に直接かつ現実に生じた通常損害に限るものとし、間接損害、逸失利益及び特別損害は賠償の対象に含まれないものとします。
- 当社以外の小売電気事業者から当社に電気の契約を切り替えた場合、ポイント等の特典の失効やご解約による精算金等が発生する場合があります。詳しくは、現在の小売電気事業者へお問い合わせください。
- 停電や電気の供給設備に関するお問い合わせは、地域の一般送配電事業者までご連絡ください。
- 当社は、需給約款の内容を変更することがあります。この場合、当社のウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断した方法によりあらかじめお客さまへお知らせいたします。
- 本書に記載のない事項については、需給約款またはその他関連する当社の契約約款によります。

以　上

別　表

■以下は料金体系等の特に重要な事項となります

契約プランおよび契約電流等の算定方法

- 契約容量または契約電力は、原則として主開閉器の定格電流または契約負荷設備の総容量にもとづき算定いたします。なお、他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合は、原則として切替前の契約容量または契約電力を準用いたします。ただし、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流の値と、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値が異なる場合には、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。再点の場合は、原則として需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値といたします。

エリア	契約プラン	契約電流等
北海道電力エリア、 東北電力エリア、 東京電力エリア、 中部電力エリア、 北陸電力エリア、 九州電力エリア	ｍｙ標準プラン－従量電灯Ａ（東北・東京・中部・九州） ベースプラン－従量電灯Ａ（北海道・東北・東京・中部・北陸・九州）	契約電流は5アンペアといたします。
	ｍｙ標準プラン（東北・東京・中部・九州）、 ベースプラン－電灯（北海道・東北・東京・中部・北陸・九州）、 ベースプラン－ＥＶ夜とく（北海道・東北・東京・中部・北陸・九州） ベースプラン－オール電化（北海道・東京）、 myまとめてプラン（東京）または myたっぷりプラン（東京）	契約電流による場合は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかといたします。 契約容量による場合は、原則として6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満といたします。
	ベースプラン－自家消費応援（北海道・東北・東京）または ベースプラン－オール電化（東北）	契約容量は、原則として50キロボルトアンペア未満といたします。
	my動力プラン（東北・東京・中部・九州）または ベースプラン－動力（北海道・東北・東京・中部・北陸・九州）	契約電力は、原則として50キロワット未満といたします。

エリア	契約プラン	契約電流等
関西電力エリア、 中国電力エリア、 四国電力エリア	my標準プラン－従量電灯Ａ（関西）、 ベースプラン－従量電灯Ａ（関西・中国・四国）または ベースプラン－ＥＶ夜とくＡ（関西・中国・四国）	最大需要容量は、原則として6キロボルトアンペア未満といたします。
	my標準プラン－従量電灯Ｂ（関西）、 ベースプラン－従量電灯Ｂ（関西・中国・四国）または ベースプラン－ＥＶ夜とくＢ（関西・中国・四国）	契約容量は、原則として6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満といたします。
	my動力プラン（関西）または ベースプラン－動力（関西・中国・四国）	契約電力は、原則として50キロワット未満といたします。

料金単価（すべて税込み）

（凡例：アンペア＝A、キロワット時＝kWh、キロボルトアンペア＝kVA、キロワット＝kW）

Ⅰ.北海道電力エリア

1 ベースプラン－従量電灯Ａ（北海道）

(1)最低料金

1契約につき最初の9kWhまで	505円72銭

(2)電力量料金

最低料金の適用範囲を超える1kWhにつき	35円76銭

2 ベースプラン－電灯（北海道）

(1)基本料金

契約電流10Aにつき	572円10銭
（契約電流15Aの場合）	858円15銭
契約容量1kVAにつき	572円10銭

(2)電力量料金

最初の120kWhまでの1kWhにつき	35円67銭
120kWhをこえる280kWhまでの1kWhにつき	41円96銭
280kWhをこえる1kWhにつき	45円68銭

3 ベースプラン－ＥＶ夜とく（北海道）

(1)基本料金

契約電流10Aにつき	572円10銭
（契約電流15Aの場合）	858円15銭
契約容量1kVAにつき	572円10銭

(2)電力量料金

	ベーシックタイム※1	EVタイム※1
使用電力量1kWhにつき	42円33銭	26円70銭

4 ベースプラン－オール電化（北海道）

(1)基本料金

契約電流10Aにつき	662円01銭
（契約電流15Aの場合）	993円02銭
契約容量1kVAにつき	662円01銭

(2)電力量料金

	平日昼間※2	夜間・休日※2
使用電力量1kWhにつき	38円29銭	29円51銭

5 ベースプラン－自家消費応援（北海道）

(1)基本料金

契約容量	6kVA以下の1契約につき	2,717円00銭
	6kVAを超える10kVA以下の1契約につき	4,495円00銭
	10kVAを超える1kVAにつき	569円50銭

(2)電力量料金

使用電力量1kWhにつき	36円22銭

6 ベースプラン－動力（北海道）

(1)基本料金

契約電力1kWにつき	1,638円63銭

(2)電力量料金

使用電力量1kWhにつき	29円03銭

Ⅱ.東北電力エリア

1 my標準プラン－従量電灯Ａ（東北）

(1)最低料金

1契約につき最初の7kWhまで	389円24銭

(2)電力量料金

最低料金の適用範囲を超える1kWhにつき	31円00銭

2 my標準プラン（東北）

(1)基本料金

契約電流10Aにつき	410円71銭
（契約電流15Aの場合）	616円07銭
契約容量1kVAにつき	410円71銭

(2)電力量料金

最初の120kWhまでの1kWhにつき	30円86銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	37円05銭
300kWhをこえる1kWhにつき	39円85銭

3 ベースプラン－従量電灯Ａ（東北）

(1)最低料金

1契約につき最初の7kWhまで	389円24銭

(2)電力量料金

最低料金の適用範囲を超える1kWhにつき	31円00銭

4 ベースプラン－電灯（東北）

(1)基本料金

契約電流10Aにつき	410円71銭
(契約電流15Aの場合)	616円07銭
契約容量1kVAにつき	410円71銭

(2)電力量料金

最初の120kWhまでの1kWhにつき	30円91銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	37円66銭
300kWhをこえる1kWhにつき	41円61銭

5 ベースプラン－ＥＶ夜とく（東北）

(1)基本料金

契約電流10Aにつき	410円71銭
(契約電流15Aの場合)	616円07銭
契約容量1kVAにつき	410円71銭

(2)電力量料金

	ベーシックタイム※1	EVタイム※1
使用電力量1kWhにつき	37円75銭	31円24銭

6 ベースプラン－オール電化（東北）

(1)基本料金

契約容量	10kVA以下の1契約につき	4,636円42銭
	10kVAを超える1kVAにつき	454円93銭

(2)電力量料金

	平日昼間※2	夜間・休日※2
使用電力量1kWhにつき	38円34銭	31円17銭

7 ベースプラン－自家消費応援（東北）

(1)基本料金

契約容量	6kVA以下の1契約につき	1,896円66銭
	6kVAを超える10kVA以下の1契約につき	2,711円10銭
	10kVAを超える1kVAにつき	401円11銭

(2)電力量料金

使用電力量1kWhにつき	37円39銭

8 my動力プラン（東北）

(1)基本料金

契約電力1kWにつき	1,290円90銭

(2)電力量料金

	夏季※4	その他季※4
使用電力量1kWhにつき	28円44銭	26円99銭

9 ベースプラン－動力（東北）

(1)基本料金

契約電力1kWにつき	1,361円87銭

(2)電力量料金

	夏季※4	その他季※4
使用電力量1kWhにつき	28円44銭	26円99銭

Ⅲ.東京電力エリア

1 my標準プラン－従量電灯Ａ（東京）

(1)基本料金

契約電流5A	196円04銭

(2)電力量料金

最初の120kWhまでの1kWhにつき	29円85銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	36円45銭
300kWhをこえる1kWhにつき	40円54銭

2 my標準プラン（東京）

(1)基本料金

契約電流10A	392円06銭
契約電流15A	588円10銭
契約電流20A	784円12銭
契約電流30A	1,163円31銭
契約電流40A	1,539円64銭
契約電流50A	1,924円55銭
契約電流60A	2,300円88銭
契約容量1kVAにつき	383円48銭

(2)電力量料金〔契約電流10A、15A、20Aの場合〕

最初の120kWhまでの1kWhにつき	29円85銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	36円45銭
300kWhをこえる1kWhにつき	40円54銭

(3)電力量料金〔契約電流30Aの場合〕

最初の120kWhまでの1kWhにつき	29円70銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	35円96銭
300kWhをこえる1kWhにつき	40円30銭

(4)電力量料金〔契約電流40Aの場合〕

最初の120kWhまでの1kWhにつき	29円70銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	35円78銭
300kWhをこえる1kWhにつき	40円03銭

(5)電力量料金〔契約電流50Aの場合〕

最初の120kWhまでの1kWhにつき	29円70銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	35円47銭
300kWhをこえる1kWhにつき	39円54銭

(6)電力量料金〔契約電流60Aの場合〕

最初の120kWhまでの1kWhにつき	29円70銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	35円47銭
300kWhをこえる1kWhにつき	39円54銭

(7)電力量料金〔契約容量による場合〕

最初の120kWhまでの1kWhにつき	29円70銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	35円47銭
300kWhをこえる1kWhにつき	39円54銭

3 ベースプラン－従量電灯Ａ（東京）

(1)最低料金

1契約につき最初の8kWhまで	368円64銭

(2)電力量料金

最低料金の適用範囲を超える1kWhにつき	29円84銭

4 ベースプラン－電灯（東京）

(1)基本料金

契約電流10Aにつき	392円06銭
（契約電流15Aの場合）	588円10銭
契約容量1kVAにつき	392円06銭

(2)電力量料金

最初の120kWhまでの1kWhにつき	29円75銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	36円35銭
300kWhをこえる1kWhにつき	40円44銭

5 ベースプラン－ＥＶ夜とく（東京）

(1)基本料金

契約電流10Aにつき	392円06銭
（契約電流15Aの場合）	588円10銭
契約容量1kVAにつき	392円06銭

(2)電力量料金

	ベーシックタイム※1	EVタイム※1
使用電力量1kWhにつき	35円45銭	27円90銭

6 ベースプラン－オール電化（東京）

(1)基本料金

契約電流10Aにつき	382円71銭
（契約電流15Aの場合）	574円07銭
契約容量1kVAにつき	382円71銭

(2)電力量料金

	昼間夜間※5	深夜※5
使用電力量1kWhにつき	35円80銭	27円90銭

7 ベースプラン－自家消費応援（東京）

(1)基本料金

契約容量	6kVA以下の1契約につき	1,881円86銭
	6kVAを超える10kVA以下の1契約につき	3,203円10銭
	10kVAを超える1kVAにつき	380円31銭

(2)電力量料金

使用電力量1kWhにつき	32円55銭

8 my動力プラン（東京）

(1)基本料金

契約電力1kWにつき	1,171円62銭

(2)電力量料金

	夏季※4	その他季※4
使用電力量1kWhにつき	27円19銭	25円62銭

(3)負荷率割引

1kWあたり70kWh以下のときの契約電力1kWにつき（70kWh/月迄）	▲110円00銭

9 ベースプラン－動力（東京）

(1)基本料金

契約電力1kWにつき	1,157円89銭

(2)電力量料金

	夏季※4	その他季※4
使用電力量1kWhにつき	27円19銭	25円62銭

10 myたっぷりプラン（東京）（選択約款）

(1)基本料金

契約電流30A	1,176円18銭
契約電流40A	1,568円24銭
契約電流50A	1,960円30銭
契約電流60A	2,352円36銭
契約容量1kVAにつき	392円06銭

(2)電力量料金

最初の120kWhまでの1kWhにつき	29円85銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	34円90銭
300kWhをこえる600kWhまでの1kWhにつき	36円95銭
600kWhをこえる1kWhにつき	36円95銭

11 myまとめてプラン（東京）（選択約款）

(1)基本料金

契約電流30A	1,176円18銭
契約電流40A	1,568円24銭
契約電流50A	1,960円30銭
契約電流60A	2,352円36銭
契約容量1kVAにつき	392円06銭

(2)電力量料金〔まとめて300〕

最初の300kWhまで（定額料金）	9,804円00銭
300kWhをこえる1kWhにつき	37円54銭

(3)電力量料金〔まとめて400〕

最初の400kWhまで（定額料金）	13,172円54銭
400kWhをこえる1kWhにつき	40円53銭

(4)電力量料金〔まとめて500〕

最初の500kWhまで（定額料金）	16,793円86銭
500kWhをこえる1kWhにつき	40円53銭

Ⅳ. 中部電力エリア

1 my標準プラン－従量電灯Ａ（中部）

(1)基本料金

契約電流5A	223円78銭

(2)電力量料金

最初の120kWhまでの1kWhにつき	21円23銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	25円71銭
300kWhをこえる1kWhにつき	28円66銭

2 my標準プラン（中部）

(1)基本料金

契約電流10Aにつき	447円56銭
（契約電流15Aの場合）	671円34銭
契約容量1kVAにつき	447円56銭

(2)電力量料金〔契約電流10A、15A、20Aの場合〕

最初の120kWhまでの1kWhにつき	21円23銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	25円71銭
300kWhをこえる1kWhにつき	28円66銭

(3)電力量料金〔契約電流30A、40A、50A、60Aの場合〕

最初の120kWhまでの1kWhにつき	21円04銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	24円97銭
300kWhをこえる400kWhまでの1kWhにつき	27円55銭
400kWhをこえる1kWhにつき	26円12銭

(4)電力量料金〔契約容量による場合〕

最初の120kWhまでの1kWhにつき	21円04銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	24円97銭
300kWhをこえる400kWhまでの1kWhにつき	27円55銭
400kWhをこえる1kWhにつき	26円12銭

3 ベースプラン－従量電灯Ａ（中部）

(1)最低料金

1契約につき最初の8kWhまで	338円38銭

(2)電力量料金

最低料金の適用範囲を超える1kWhにつき	21円22銭

4 ベースプラン－電灯（中部）

(1)基本料金

契約電流10Aにつき	447円92銭
（契約電流15Aの場合）	671円88銭
契約容量1kVAにつき	447円92銭

(2)電力量料金

最初の120kWhまでの1kWhにつき	21円15銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	25円63銭
300kWhをこえる1kWhにつき	28円58銭

5 ベースプラン－ＥＶ夜とく（中部）

(1)基本料金

契約電流10Aにつき	447円92銭
（契約電流15Aの場合）	671円88銭
契約容量1kVAにつき	447円92銭

(2)電力量料金

	ベーシックタイム※1	EVタイム※1
使用電力量1kWhにつき	26円92銭	16円56銭

6 my動力プラン（中部）

(1)基本料金

契約電力1kWにつき	1,297円79銭

(2)電力量料金

	夏季※4	その他季※4
使用電力量1kWhにつき	16円90銭	15円35銭

(3)負荷率割引

1kWあたり70kWh以下のときの契約電力1kWにつき（70kWh/月迄）	▲110円00銭

7 ベースプラン－動力（中部）

(1)基本料金

契約電力1kWにつき	1,324円20銭

(2)電力量料金

	夏季※4	その他季※4
使用電力量1kWhにつき	16円90銭	15円35銭

Ⅴ.北陸電力エリア

1 ベースプラン－従量電灯Ａ（北陸）

(1)最低料金

1契約につき最初の8kWhまで	315円71銭

(2)電力量料金

最低料金の適用範囲を超える1kWhにつき	30円85銭

2 ベースプラン－電灯（北陸）

(1)基本料金

契約電流10Aにつき	302円50銭
(契約電流15Aの場合)	453円75銭
契約容量1kVAにつき	302円50銭

(2)電力量料金

最初の120kWhまでの1kWhにつき	30円76銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	34円65銭
300kWhをこえる1kWhにつき	36円36銭

3 ベースプラン－ＥＶ夜とく（北陸）

(1)基本料金

契約電流10Aにつき	302円50銭
(契約電流15Aの場合)	453円75銭
契約容量1kVAにつき	302円50銭

(2)電力量料金

	ベーシックタイム※1	EVタイム※1
使用電力量1kWhにつき	34円74銭	26円97銭

4 ベースプラン－動力（北陸）

(1)基本料金

契約電力1kWにつき	1,189円71銭

(2)電力量料金

	夏季※4	その他季※4
使用電力量1kWhにつき	26円12銭	25円06銭

Ⅵ. 関西電力エリア

1 my標準プラン－従量電灯Ａ（関西）

(1)最低料金

1契約につき最初の15kWhまで	761円30銭

(2)電力量料金

最低料金の適用範囲をこえ120kWhまでの1kWhにつき	20円71銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	25円10銭
300kWhをこえる900kWhまでの1kWhにつき	27円83銭
900kWhをこえる1kWhにつき	25円55銭

2 my標準プラン－従量電灯Ｂ（関西）

(1)基本料金

契約容量1kVAにつき	485円08銭

(2)電力量料金

最初の120kWhまでの1kWhにつき	16円57銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	20円36銭
300kWhをこえる1kWhにつき	23円76銭

3 ベースプラン－従量電灯Ａ（関西）

(1)最低料金

1契約につき最初の15kWhまで	763円81銭

(2)電力量料金

最低料金の適用範囲をこえ120kWhまでの1kWhにつき	20円79銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	26円19銭
300kWhをこえる1kWhにつき	29円17銭

4 ベースプラン－従量電灯Ｂ（関西）

(1)基本料金

契約容量1kVAにつき	497円82銭

(2)電力量料金

最初の120kWhまでの1kWhにつき	18円39銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	21円60銭
300kWhをこえる1kWhにつき	24円10銭

5 ベースプラン－ＥＶ夜とくＡ（関西）

(1)基本料金

1契約につき	763円81銭

(2)電力量料金

	ベーシックタイム※1	EVタイム※1
使用電力量1kWhにつき	26円28銭	16円04銭

6 ベースプラン－ＥＶ夜とくＢ（関西）

(1)基本料金

契約容量1kVAにつき	497円82銭

(2)電力量料金

ベーシックタイム※1	最初の120kWhまでの1kWhにつき	18円48銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	21円69銭
	300kWhをこえる1kWhにつき	23円07銭
EVタイム※1	1kWhにつき	16円04銭

7 my動力プラン（関西）

(1)基本料金

契約電力1kWにつき	1,158円65銭

(2)電力量料金

	夏季※4	その他季※4
使用電力量1kWhにつき	14円81銭	13円32銭

(3)負荷率割引

1kWあたり70kWh以下のときの契約電力1kWにつき（70kWh/月迄）	▲110円00銭

8 ベースプラン－動力（関西）

(1)基本料金

契約電力1kWにつき	1,177円48銭

(2)電力量料金

	夏季※4	その他季※4
使用電力量1kWhにつき	14円83銭	13円34銭

Ⅶ. 中国電力エリア

1 ベースプラン－従量電灯Ａ（中国）

(1)最低料金

1契約につき最初の15kWhまで	983円37銭

(2)電力量料金

最低料金の適用範囲をこえ120kWhまでの1kWhにつき	33円22銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	39円90銭
300kWhをこえる1kWhにつき	42円02銭

2 ベースプラン－従量電灯Ｂ（中国）

(1)基本料金

契約容量1kVAにつき	476円18銭

(2)電力量料金

最初の120kWhまでの1kWhにつき	30円53銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	36円62銭
300kWhをこえる1kWhにつき	38円49銭

3 ベースプラン－ＥＶ夜とくＡ（中国）

(1)基本料金

1契約につき	983円37銭

(2)電力量料金

	ベーシックタイム※1	EVタイム※1
使用電力量1kWhにつき	39円99銭	28円99銭

4 ベースプラン－ＥＶ夜とくＢ（中国）

(1)基本料金

契約容量1kVAにつき	476円18銭

(2)電力量料金

ベーシックタイム※1	最初の120kWhまでの1kWhにつき	30円62銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	36円71銭
	300kWhをこえる1kWhにつき	38円58銭
EVタイム※1	1kWhにつき	28円99銭

5 ベースプラン－動力（中国）

(1)基本料金

契約電力1kWにつき	1,193円15銭

(2)電力量料金

	夏季※4	その他季※4
使用電力量1kWhにつき	27円20銭	25円91銭

Ⅷ. 四国電力エリア

1 ベースプラン－従量電灯Ａ（四国）

(1)最低料金

1契約につき最初の11kWhまで	953円13銭

(2)電力量料金

最低料金の適用範囲をこえ120kWhまでの1kWhにつき	31円32銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	37円94銭
300kWhをこえる1kWhにつき	41円45銭

2 ベースプラン－従量電灯Ｂ（四国）

(1)基本料金

契約容量1kVAにつき	444円88銭

(2)電力量料金

最初の120kWhまでの1kWhにつき	27円92銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	33円45銭
300kWhをこえる1kWhにつき	36円37銭

3 ベースプラン－ＥＶ夜とくＡ（四国）

(1)基本料金

1契約につき	953円13銭

(2)電力量料金

	ベーシックタイム※1	EVタイム※1
使用電力量1kWhにつき	38円03銭	29円26銭

4 ベースプラン－ＥＶ夜とくＢ（四国）

(1)基本料金

契約容量1kVAにつき	444円88銭

(2)電力量料金

ベーシックタイム※1	最初の120kWhまでの1kWhにつき	28円01銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	33円54銭
	300kWhをこえる1kWhにつき	36円06銭
EVタイム※1	1kWhにつき	29円26銭

5 ベースプラン－動力（四国）

(1)基本料金

契約電力1kWにつき	1,247円01銭

(2)電力量料金

	夏季※4	その他季※4
使用電力量1kWhにつき	26円51銭	25円07銭

Ⅸ. 九州電力エリア

1 my標準プラン－従量電灯Ａ（九州）

(1)最低料金

1契約につき最初の12kWhまで	387円51銭

(2)電力量料金

最低料金の適用範囲を超える1kWhにつき	18円32銭

2 my標準プラン（九州）

(1)基本料金

契約電流10Aにつき	441円24銭
(契約電流15Aの場合)	661円87銭
契約容量1kVAにつき	441円24銭

(2)電力量料金

最初の120kWhまでの1kWhにつき	18円26銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	23円23銭
300kWhをこえる1kWhにつき	24円95銭

3 ベースプラン－従量電灯Ａ（九州）

(1)最低料金

1契約につき最初の12kWhまで	387円51銭

(2)電力量料金

最低料金の適用範囲を超える1kWhにつき	18円32銭

4 ベースプラン－電灯（九州）

(1)基本料金

契約電流10Aにつき	441円69銭
(契約電流15Aの場合)	662円54銭
契約容量1kVAにつき	441円69銭

(2)電力量料金

最初の120kWhまでの1kWhにつき	18円23銭
120kWhをこえる300kWhまでの1kWhにつき	23円83銭
300kWhをこえる1kWhにつき	26円83銭

5 ベースプラン－ＥＶ夜とく（九州）

(1)基本料金

契約電流10Aにつき	441円69銭
（契約電流15Aの場合）	662円54銭
契約容量1kVAにつき	441円69銭

(2)電力量料金

	ベーシックタイム※1	EVタイム※1
使用電力量 1kWhにつき	25円60銭	14円54銭

6 my動力プラン（九州）

(1)基本料金

契約電力1kWにつき	1,055円31銭

(2)電力量料金

	夏季※4	その他季※4
使用電力量 1kWhにつき	17円38銭	15円69銭

7 ベースプラン－動力（九州）

(1)基本料金

契約電力1kWにつき	1,134円22銭

(2)電力量料金

	夏季※4	その他季※4
使用電力量 1kWhにつき	17円38銭	15円69銭

※１ ベーシックタイムとは、午前5時から翌日の午前1時までをいい、EVタイムとは午前1時から午前5時までの時間をいいます。

※２ ベースプラン－オール電化（北海道）の平日昼間とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日を除いた毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、夜間・休日とは平日昼間以外の時間をいいます。

※３ ベースプラン－オール電化（東北）の平日昼間とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日および12月31日を除いた毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、夜間・休日とは平日昼間以外の時間をいいます。

※４ 夏季とは、毎年7月1日から9月30日までの期間をいい、その他季とは、毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

※５ ベースプラン－オール電化（東京）の昼間夜間とは、毎日午前6時から翌日の午前1時までの時間をいい、深夜とは、毎日午前1時から午前6時までの時間をいいます。

料金または料金の支払方法

- 料金は、**基本料金（最低料金）＋電力量料金±燃料費調整額＋再生可能エネルギー発電促進賦課金**（いずれも税込といたします。）といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、法令にもとづきお客さまから申し受ける金額となります。
- 北海道電力エリア、東北電力エリア、中国電力エリアおよび九州電力エリアの場合は、燃料費調整額に後述の離島ユニバーサルサービス調整額を加え、電気料金を算定いたします。
- 料金の支払方法は、原則として口座振替またはクレジットカード払いとし、検針日もしくは計量日の翌日から起算して30日目までにお支払いいただきます。ただし、初回のお支払いや一般送配電事業者に対するお客さまの責任としてご負担いただく費用等は、そのつど、所定の方法によりお支払いいただきます。
- 期日までにお支払いただけなかった料金を、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが払い込みにより支払われる場合、当社は、原則として請求に係る手数料（550円（税込））を申し受けます。

燃料費調整額

- 燃料費調整額は、その1か月の使用電力量に燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、my標準プラン－従量電灯Ａ（関西）およびベースプラン－従量電灯Ａ（関西・中国・四国）の場合の最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に燃料費調整単価を適用して算定いたします。my標準プラン－従量電灯Ａ（東北・九州）、ベースプラン－従量電灯Ａ（北海道・東北・東京・中部・北陸・九州）の場合の最低料金の燃料費調整額は、各エリアごとに次の値に燃料費調整単価を乗じて算定いたします。

北海道電力エリア	**9kWh**
東北電力エリア	**7kWh**
東京電力エリア	**8kWh**
中部電力エリア	**8kWh**
北陸電力エリア	**8kWh**
九州電力エリア	**12kWh**

- 当社の燃料費調整額には上限がありません。また、燃料費調整額の変動に伴い、電気料金も変動いたします。各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および基準単価によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間※6に使用される電気に適用いたします。
- 燃料費調整単価は次の（1）～（3）の算定式にもとづき算出いたします。

⑴ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間※6における1キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間※6における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間※6における1トン当たりの平均石炭価格

北海道電力エリア	α＝0.1874 β＝0.0899 γ＝1.0036	関西電力エリア	α＝0.0140 β＝0.3483 γ＝0.7227
東北電力エリア	α＝0.0259 β＝0.2563 γ＝0.8915	中国電力エリア	α＝0.0406 β＝0.0992 γ＝1.1994
東京電力エリア	α＝0.0048 β＝0.3827 γ＝0.6584	四国電力エリア	α＝0.0875 β＝0.0770 γ＝1.1770
中部電力エリア	α＝0.0275 β＝0.4792 γ＝0.4275	九州電力エリア	α＝0.0053 β＝0.1861 γ＝1.0757
北陸電力エリア	α＝0.0415 β＝0.0745 γ＝1.2499		

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

※6：各平均燃料価格算定期間およびそれに対応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の料金に係る計量期間等

⑵　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、各エリア毎に次のとおりといたします。

北海道電力エリア	1kWhにつき			**17銭３厘**
東北電力エリア	1kWhにつき			**19銭7厘**
東京電力エリア	1kWhにつき			**18銭3厘**
中部電力エリア	1kWhにつき			**23銭3厘**
北陸電力エリア	1kWhにつき			**16銭5厘**
関西電力エリア	my標準プランー従量電灯A（関西）、ベースプランー従量電灯A（関西）	最低料金	1契約につき最初の15kWhまで	**2円47銭5厘**
		電力量料金	上記をこえる1kWhにつき	**16銭5厘**
	上記以外	1kWhにつき		**16銭5厘**
中国電力エリア	ベースプランー従量電灯A（中国）	最低料金	1契約につき最初の15kWhまで	**3円18銭5厘**
		電力量料金	上記をこえる1kWhにつき	**21銭2厘**
	上記以外	1kWhにつき		**21銭2厘**
四国電力エリア	ベースプランー従量電灯A（四国）	最低料金	1契約につき最初の11kWhまで	**1円69銭4厘**
		電力量料金	上記をこえる1kWhにつき	**15銭4厘**
	上記以外	1kWhにつき		**15銭4厘**
九州電力エリア	1kWhにつき			**13銭6厘**

⑶ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準額}) \times \frac{\text{基準単価}}{1{,}000}$$

各エリアの基準額は次のとおりといたします。

北海道電力エリア	**80,800円**
東北電力エリア	**83,500円**
東京電力エリア	**86,100円**
中部電力エリア	**45,900円**
北陸電力エリア	**79,800円**
関西電力エリア	**27,100円**
中国電力エリア	**80,300円**
四国電力エリア	**80,000円**
九州電力エリア	**27,400円**

離島ユニバーサルサービス調整額

- 離島ユニバーサルサービス調整額は、その1か月の使用電力量に離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、ベースプランー従量電灯Ａ（中国）の場合の最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量に離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。my標準プランー従量電灯Ａ（東北・九州）、ベースプランー従量

電灯Ａ（北海道・東北・九州）の場合の最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、各エリアごとに次の値に離島ユニバーサルサービス調整単価を乗じて算定いたします。

北海道電力エリア	**9kWh**
東北電力エリア	**7kWh**
九州電力エリア	**12kWh**

- 当社の離島ユニバーサルサービス調整額には上限があります。また、離島ユニバーサルサービス調整額の変動に伴い、電気料金も変動いたします。
- 各離島平均燃料価格算定期間※7の離島平均燃料価格および離島基準単価によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間※7に使用される電気に適用いたします。
- 離島ユニバーサルサービス調整単価は次の（1）～（3）の算式によって算定された値といたします。

⑴　離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間※7における1キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各離島平均燃料価格算定期間※7における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各離島平均燃料価格算定期間※7における1トン当たりの平均石炭価格

α＝1.0000

β＝0.0000

γ＝0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

※７：各離島平均燃料価格算定期間およびそれに対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の料金に係る計量期間等

⑵　離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

北海道電力エリア	1kWhにつき			**1厘**
東北電力エリア	1kWhにつき			**1厘**
中国電力エリア	ベースプランー従量電灯A（中国）	最低料金	1契約につき最初の15kWhまで	**1銭7厘**
		電力量料金	上記をこえる1kWhにつき	**1厘**
	上記以外	1kWhにつき		**1厘**
九州電力エリア	1kWhにつき			**3厘**

⑶　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。また、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、離島平均燃料価格は上限値を119,000円と定め、上限値を超える離島平均燃料価格においては、上限値に置き換えるものといたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79{,}300\text{円}) \times \frac{\text{離島基準単価}}{1{,}000}$$

需給契約の変更または解約等

■　お客さまからの需給契約の変更等

ご解約：原則としてご解約希望日の15日前までに、当社指定の方法によりお申込みください。なお、契約期間満了前の中途解約による違約金等は、原則として発生いたしません。

ご変更：事前に、当社指定の方法によりお申込みください。なお、原則として、契約期間満了に先だって契約種別を変更することはできません。ご契約種別、ご契約電流等を変更される場合は、お申込みをされた日以後、原則として最初の検針日を需給契約の変更日といたします。

■　当社からの需給契約の変更等

- 電気料金をお支払いいただけない場合等、当社が需給契約の解約または解除をする場合には、契約日または解除日の15日前までにお客さまにご連絡いたします。

■　ご留意事項

- 一般送配電事業者が供給設備の全部または一部を施設したのち、お客さまのご都合によって需給開始に至らないで需給契約をご変更または解約される場合において、一般送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされたときは、当社は、その実費をお客さまから申し受けます。
- お客さまがご契約電流、ご契約容量またはご契約電力を新たに設定し、もしくは増加された日以後1年に満たないで電気のご使用を廃止しようとし、またはご契約電流、ご契約容量またはご契約電力を減少しようとされる場合において、一般送配電事業者から当社に料金または工事費の精算に係る請求がなされたときは、当社は、その実費について、原則として需給契約の変更日または終了日までにお客さまから申し受けるものといたします。なお、この場合において、my標準プランー従量電灯Ａ（関西）、ベースプランー従量電灯Ａ（関西・中国・四国）またはベースプランーＥＶ夜とくＡ（関西・中国・四国）のお客さまは、契約容量を6kVAであるものとみなします。

取扱店の氏名、名称、連絡先および連絡先の応対時間

2026年11月 1 日版